

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：下水道特別会計

事業名	公共下水道事業、流域下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和59年2月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	菊陽町	職員数（H22. 4. 1現在）	7
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	79.8（20年度）	財政力指数	0.95（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	88.4（20年度）	実質公債費比率（%）	12.9（21年度）
		将来負担比率（%）	79.4（20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	菊陽町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	菊陽町長 後藤三雄
既存計画との関係	菊陽町下水道中期経営計画
公表の方法等	承認後速やかに菊陽町ホームページ等により公表する。使用料改定については、平成25年度中に議決予定。
基本方針	安定した下水道経営を行うため、使用料の適正化及び職員定数の適正管理を図る。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

フォローアップ用

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		419,190.6	25,100.5	444,291.0
	補償金免除額		105,364.1	6,154.7	111,518.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			169,536.2	169,536.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業	266,456.9	399,414.2	5,204.5	671,075.6
	流域下水道事業	13,842.1	19,776.3	7,282.8	53,514.4
	合 計 (A)	280,299.0	419,190.6	12,487.4	724,590.0
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	280,299.0	419,190.6	12,487.4	724,590.0

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業	15,731.6	64,728.3	156,943.4	237,403.3
	流域下水道事業	5,851.2	4,219.3	12,592.8	22,663.3
	合 計 (A)	21,582.8	68,947.6	169,536.2	260,066.6
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	21,582.8	68,947.6	169,536.2	260,066.6

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

フォローアップ用

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>熊本北部流域下水道の関連公共下水道として昭和58年度より整備を図り、平成元年3月1日から一部供用開始している。平成21年度末での処理区域内人口普及率は98.9%水洗化率は93.4%となっている。</p> <p>人口増と、大規模企業の誘致により、有収水量はこれまで順調に伸びてきているが、有収水量における大規模企業の占める割合が高いため、企業の景気状況による影響に左右されやすい懸念がある。</p>																
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>下水道料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>一般汚水の料金体系の見直しを事業当初から行っていないため、近隣市町と比較しても低い水準となっている。平成24年度から企業会計移行をしたことに伴い、平成26年度から段階的な見直しを実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>定員管理の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>平成18年度に職員数（建設・業務管理）を10人から8人へ、また、平成19年度に8人から7人（建設）に削減し、職員数の抑制を図ってきた。今後も事務の効率化を図るが、今後予定される建設事業、管理体制等の向上が求められる維持管理の業務量に見合う人員体制の確保が必要である。</p> <p>なお、平成24年度から職員数（建設）が1人増となった。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>不明水の原因究明</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>汚水流入量に対する有収率が、95.2%（平成21年度）となっており、不明水の調査及び不明水を発生させる要因の解消に努める必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>他会計からの基準外繰入の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>現状では、地方債の元利償還分を使用料で賄っていない（使用料回収率80.2%）。今後地方債償還金が増えるため基準外繰入金が増加が見込まれる。一般会計繰入金の基準外繰入を抑制するため、下水道料金及び定員管理の適性化を今後も図り、一般会計繰入金の基準外繰入の抑制に努める必要がある。</p> </td> </tr> </table>	課 題 ①	下水道料金の適正化	<p>一般汚水の料金体系の見直しを事業当初から行っていないため、近隣市町と比較しても低い水準となっている。平成24年度から企業会計移行をしたことに伴い、平成26年度から段階的な見直しを実施する。</p>		課 題 ②	定員管理の適正化	<p>平成18年度に職員数（建設・業務管理）を10人から8人へ、また、平成19年度に8人から7人（建設）に削減し、職員数の抑制を図ってきた。今後も事務の効率化を図るが、今後予定される建設事業、管理体制等の向上が求められる維持管理の業務量に見合う人員体制の確保が必要である。</p> <p>なお、平成24年度から職員数（建設）が1人増となった。</p>		課 題 ③	不明水の原因究明	<p>汚水流入量に対する有収率が、95.2%（平成21年度）となっており、不明水の調査及び不明水を発生させる要因の解消に努める必要がある。</p>		課 題 ④	他会計からの基準外繰入の抑制	<p>現状では、地方債の元利償還分を使用料で賄っていない（使用料回収率80.2%）。今後地方債償還金が増えるため基準外繰入金が増加が見込まれる。一般会計繰入金の基準外繰入を抑制するため、下水道料金及び定員管理の適性化を今後も図り、一般会計繰入金の基準外繰入の抑制に努める必要がある。</p>	
課 題 ①	下水道料金の適正化																
<p>一般汚水の料金体系の見直しを事業当初から行っていないため、近隣市町と比較しても低い水準となっている。平成24年度から企業会計移行をしたことに伴い、平成26年度から段階的な見直しを実施する。</p>																	
課 題 ②	定員管理の適正化																
<p>平成18年度に職員数（建設・業務管理）を10人から8人へ、また、平成19年度に8人から7人（建設）に削減し、職員数の抑制を図ってきた。今後も事務の効率化を図るが、今後予定される建設事業、管理体制等の向上が求められる維持管理の業務量に見合う人員体制の確保が必要である。</p> <p>なお、平成24年度から職員数（建設）が1人増となった。</p>																	
課 題 ③	不明水の原因究明																
<p>汚水流入量に対する有収率が、95.2%（平成21年度）となっており、不明水の調査及び不明水を発生させる要因の解消に努める必要がある。</p>																	
課 題 ④	他会計からの基準外繰入の抑制																
<p>現状では、地方債の元利償還分を使用料で賄っていない（使用料回収率80.2%）。今後地方債償還金が増えるため基準外繰入金が増加が見込まれる。一般会計繰入金の基準外繰入を抑制するため、下水道料金及び定員管理の適性化を今後も図り、一般会計繰入金の基準外繰入の抑制に努める必要がある。</p>																	
留 意 事 項																	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

フォローアップ用

(単位:百万円,%)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前2年度 (決算))	(計画前1年度 (決算))	(決算)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(見直し後)	(計画第3年度)	(見直し後)	(計画第4年度)	(見直し後)	(計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	770	749	882	924	954	1,003	970	949	987		968		1,033		1,031
	(1) 営 業 収 益 (B)	590	605	718	803	794	843	805	784	816		827		842		872
	ア 料 金 収 入	465	538	587	663	657	701	666	644	676		686		696		726
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	2	1	1	2	1	4	1	1	1		1		1		1
	ウ そ の 他	123	66	130	138	136	138	138	139	139		140		145		145
	(2) 営 業 外 収 益	180	144	164	121	160	160	165	165	171		141		191		159
	ア 他 会 計 繰 入 金	142	47	102	61	99	93	100	101	110		80		130		98
	イ そ の 他 ( 特 別 措 置 分 含 )	38	97	62	60	61	67	65	64	61		61		61		61
	ウ ち 特 別 措 置 分		47	53	55	58	60	61	62	60		60		60		60
	2 総 費 用 (D)	722	660	716	695	726	733	742	690	717		686		674		656
	(1) 営 業 費 用	435	360	417	401	439	453	462	472	461		461		461		456
	ア 職 員 給 与 費	23	27	28	27	25	26	26	26	31		31		31		31
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
	イ そ の 他	412	333	389	375	414	427	436	446	430		430		440		440
	(2) 営 業 外 費 用	287	300	299	294	287	280	280	218	256		225		200		200
ア 支 払 利 息 ( 雨 水 汚 水 公 費 分 )	147	12	46	0	43	36	61	21	49		36		93		73	
ウ ち 一 時 借 入 利 息 ( 汚 水 分 )	140	288	253	294	244	244	219	197	207		189		120		127	
ウ ち 一 時 借 入 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	48	89	166	229	228	270	228	259	270		282		359		375	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,165	1,303	942	798	855	728	730	989	1,107		795		657		935
	(1) 地 方 債 償	1,266	522	395	309	369	426	388	625	677		301		242		388
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
	(2) 他 会 計 補 助 金	515	206	181	191	181	183	228	213	220		240		220		210
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	1,295	472	323	260	260	87	87	120	200		244		185		327
	(6) 工 事 負 担 金	69	103	43	38	45	32	20	31	10		10		10		10
	(7) そ の 他	20	0	0	0	0	0	7	0	0		0		0		0
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,201	1,381	1,134	1,022	1,090	999	961	1,173	1,375		1,071		1,023		1,311
	(1) 建 設 改 良 費	2,818	1,011	765	640	695	379	341	358	520		610		474		750
	ウ ち 職 員 給 与 費	48	22	22	20	20	21	21	18	22		22		22		22
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	383	370	369	382	395	620	620	815	855		461		549		561
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	(36)	(78)	(192)	(224)	(235)	(271)	(231)	(184)	(268)		(276)		(366)		(376)	

平成24年度から地方公営  
企業法の財務規定を適用

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(決算)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(見直し後)	(計画第3年度)	(見直し後)	(計画第4年度)	(見直し後)	(計画第5年度)
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	12	11	(26)	5	(7)	(1)	(3)	75	2		6		(7)		(1)
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	33	44	55	29	34	27	23	25	20		22		28		21
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	45	55	29	34	27	26	20	100	22		28		21		20
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	26	16	0	3	4	0	0	9	0		0		0		0
実 質 収 支															
(N)-(O)	19	39	29	31	23	26	20	91	22		28		21		20
黒 字 (P)															
赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )															
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	69.7	72.7	81.3	85.8	85.1	74.1	71.2	63.1	62.8		84.4		84.5		84.7
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	588	604	717	801	793	839	804	783	815		826		841		871
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
企 業 債 現 在 高 (X)	9,883	9,630	9,708	9,690	9,722	9,589	9,551	9,462	9,433		9,333		9,086		8,973

フォローアップ用

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(決算)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(見直し後)	(計画第3年度)	(見直し後)	(計画第4年度)	(見直し後)	(計画第5年度)
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分	265	113	232	198	235	231	238	239	249		220		275		243
うち 基 準 内 繰 入 金	159	113	207	168	208	206	227	192	229		201		261		241
うち 基 準 外 繰 入 金	106	0	25	30	27	25	11	47	20		19		14		2
資 本 的 収 支 分	515	206	181	192	181	183	228	213	220		240		220		210
うち 基 準 内 繰 入 金	122	112	102	99	95	98	98	95	95		94		104		109
うち 基 準 外 繰 入 金	393	94	79	93	86	85	130	118	125		146		116		101
合 計	780	319	413	390	416	414	466	452	469		460		495		453



(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)			(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(見直後)	(計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債							336	301	202	242	259	388
	資 本 費 平 準 化 債												
	2. 他 会 計 出 資 金											114	
	3. 他 会 計 補 助 金							28	240		220	29	210
	4. 他 会 計 負 担 金							11		4		1	
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金							184	244	84	185	90	327
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金							25	10	44	10	16	10
	9. そ の 他							1		1		1	
計 (A)							585	795	335	657	510	935	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純 計 (A)-(B) (C)							585	795	335	657	510	935	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費							505	610	270	474	380	750
	うち 職 員 給 与 費							23	22	22	22	23	22
	2. 企 業 債 償 還 金							513	461	546	549	572	561
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他							123						
計 (D)							1,141	1,071	816	1,023	952	1,311	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)							556	-	481	-	442	-	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金							396		429		349	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							123		15		51	
	3. 繰 越 工 事 資 金							9					
	4. そ の 他							28		37		42	
計 (F)							556		481		442		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								-		-		-	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)													
企 業 債 現 在 高 (H)							9,215	9,333	8,871	9,086	8,558	8,973	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前2年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)			(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(見直後)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分								391	220	417	275	298	243
	うち 基 準 内 繰 入 金							258	201	274	261	170	241
	うち 基 準 外 繰 入 金							133	19	143	14	128	2
資 本 的 収 支 分								39	240	4	220	145	210
	うち 基 準 内 繰 入 金								94		104	114	109
	うち 基 準 外 繰 入 金							39	146	4	116	31	101
合 計								430	460	421	495	443	453

## (3) 経営指標等

フォローアップ用

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
						(決算)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(見直し後)	(計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	56.3	71.8	75.3	81.1	80.2	81.3	78.2	79.8	80.5	82.6	81.3	82.3	82.3	82.5	84.9	
資本費 (円又は%)	91.7	85.7	80.5	79.8	78.1	67.4	81.5	78.8	85.9	69.8	89.1	67.6	89.8	70.0	89.2	
総収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117.6	-	106.4	-	94.4	-	
経常収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117.6	-	106.4	-	94.4	-	
営業収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106.9	-	104.7	-	99.4	-	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	69.7	68.2	76.4	80.7	80.0	74.1	71.2	63.1	62.8	-	84.4	-	84.5	-	84.7	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	34.4	16.1	28.0	22.9	26.2	23.0	24.5	25.2	25.2	32.1	22.7	37.2	26.6	29.7	23.6
	うち基準内繰入金 (%)	60.0	100.0	89.2	84.8	88.5	89.2	95.4	80.3	92.0	66.0	91.4	65.7	94.9	57.0	99.2
	うち基準外繰入金 (%)	40.0	0.0	10.8	15.2	11.5	10.8	4.6	19.7	8.0	34.0	8.6	34.3	5.1	43.0	0.8
	資本的収入分 (%)	16.3	15.6	18.7	23.1	20.5	25.1	31.2	21.5	19.9	6.7	30.2	1.2	33.5	28.4	22.5
	うち基準内繰入金 (%)	23.7	54.4	56.4	51.6	52.5	53.6	43.0	44.6	43.2	0.0	39.2	0.0	47.3	78.6	51.9
うち基準外繰入金 (%)	76.3	45.6	43.6	48.4	47.5	46.4	57.0	55.4	56.8	100.0	60.8	100.0	52.7	21.4	48.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

## 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

## 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。



(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	汚水処理にかかる維持管理費や資本費は使用料で賄うことが原則だが、不足分は一般会計繰入金によっている。この汚水処理費に対する使用料回収率を上げるため、近隣市町と比較して低い水準にある使用料を、平成26年度から利用者の負担増の軽減を図るため、段階的な見直しを実施する。
2 他会計繰入金の見込み	使用料金体系の改定で、収入を確保し、基準外繰入の抑制に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	企業の業績が回復傾向にあり設備投資の拡大が予定されており、それにより工場排水の増加が見込まれるため、既設汚水中継ポンプ場の増強か、若しくは新たな汚水管の増設が必要となる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	処理人口の増加とともに、企業等からの工場排水の増加が見込まれるが、一般汚水にかかる接続率の向上を図るために、下水道接続のための勧奨業務は今後も行なっていく。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>菊陽町では第三次行政改革大綱(集中改革プラン)により、5年間(平成17年度～平成21年度)にわたり退職者不補充、臨時職員の活用などによる削減の取組を続けてきた。下水道特別会計においては、平成18年度から建設事業の減少・見直し及び下水道使用料賦課徴収業務委託の範囲拡大により、職員数(建設部門・業務管理部門)を10人から8人へと削減している。また、平成19年度から、8人から7人(建設部門)へと削減している。</p>
○ 給与のあり方		<p>◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 平成18年度から始まった国の給与構造改革に準じ、給与カーブのフラット化、55歳以上昇給の抑制、枠外昇給廃止などを講じて給与構造の転換を図ってきた。地域手当に該当はなく、その他各種手当についても整理すべきものは廃止済みである。</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 本町の技能労務職員(16名〔平成20年4月1日現在〕)は給食調理員(学校、保育所)であり、退職者不補充により職員数の削減に努めてきた。平成20年には「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、給与については国・県・県内市町村、同種民間給与との均衡を図っていくものとし、昇給については新たな人事評価システムの導入を検討するとしている。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 廃止済</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 市町村職員共済組合の事業主負担は1/2で適正</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>下水道使用料の徴収については、大部分の地域を上水道を管理する大津菊陽水道企業団へ委託しており、平成22年度においては使用料の徴収業務一件あたりの単価を152円から142円へと見直している。 (平成23年度:138円、平成24年度:144円)</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>流域下水道のため処理場の管理はないが、各中継ポンプ場については管理全般を民間に委託しており、今後も継続する予定である。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	本町の下水道料金は事業発足当初から見直しを行っておらず、近隣市町村と比較しても低い水準にある。今後利用者の負担の公平性を確保するため、平成26年度から適正単価に達するまで段階的な使用料改定を実施する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		主にホームページ等を利用し承認後速やかに公開する予定
○ 行政評価の導入		外部評価も含めて導入済みであり、結果はホームページにより公開。
4 その他	③ ④	汚水流入量に対する有収率が、95.2%(平成21年度)となっており、不明水の調査及び不明水を発生させる要因の解消に努める。 下水道使用料の段階的な改定により、使用料収入を確保し一般会計からの基準外繰入の抑制を図る。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

フォローアップ用

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成18年度から建設事業の減少・見直し及び下水道使用料賦課徴収業務委託の範囲拡大により、職員数(建設部門・業務管理部門)を10人から8人へと削減している。また、平成19年度から、8人から7人(建設部門)へと削減している。今後は建設事業から、管維持管理業務への比重が多くなることが予想される。なお、平成24年度から職員1人(建設部門)増となった。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後は下水道施設建設から維持、更新の比重が多くなる見込みであり、施設の的確な状況把握に努め必要な清掃や修繕などについて、その手法と優先順位を定め、管理を効率的に行い、突発的な事故を未然に防止し、かつ施設の延命化を目指す管理手法を取り入れる。また、平成26年度から使用料金についても段階的に見直しを実施する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道料金の適正化と不明水の原因究明の取り組みにより、下水道使用料収入を確保し、一般会計繰入金金の基準外繰入の抑制に努める。
4 その他	料金改定と併せて、下水道接続率の向上のための啓発を今後も行い有収水量の増加に努め、また不明水の原因究明のための調査等を行って、有収率の改善に努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

